

四日市市告示第205号

四日市市旧耐震空き家除却促進補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和6年3月29日

四日市市長 森 智 広

四日市市旧耐震空き家除却促進補助金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市旧耐震空き家除却促進補助金交付要綱（令和3年四日市市告示第177号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(補助対象者)</p> <p>第3条 補助金の交付の対象となる者は、空き家が除却され、空き家が所在していた土地について、売却を目的に四日市市空き家・空き地バンクに登録する所有者であって、次の各号に掲げる全ての要件を満たすものとする。</p> <p>(1) <u>市税</u>を滞納していないこと。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(補助金の交付申請)</p> <p>第6条 補助金の交付を受けようとする申請者（以下「申請者」という。）は、四日市市旧耐震空き家除却促進補助金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添付し、補助対象の土地を空き家・空き地バンクに登録する前に市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)から(5)まで (略)</p> <p>(6) <u>市税</u>の滞納がないことの証明書（発行日から3月以内のもの）</p> <p>(7)及び(8) (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(有効期限)</p> <p>2 この要綱は、<u>令和9年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>	<p>(補助対象者)</p> <p>第3条 補助金の交付の対象となる者は、空き家が除却され、空き家が所在していた土地について、売却を目的に四日市市空き家・空き地バンクに登録する所有者であって、次の各号に掲げる全ての要件を満たすものとする。</p> <p>(1) <u>市町村税</u>を滞納していないこと。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(補助金の交付申請)</p> <p>第6条 補助金の交付を受けようとする申請者（以下「申請者」という。）は、四日市市旧耐震空き家除却促進補助金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添付し、補助対象の土地を空き家・空き地バンクに登録する前に市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)から(5)まで (略)</p> <p>(6) <u>市町村税</u>の滞納がないことの証明書（発行日から3月以内のもの）</p> <p>(7)及び(8) (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(有効期限)</p> <p>2 この要綱は、<u>令和6年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>

第1号様式を次のように改める。

第1号様式（第6条関係）

年 月 日

四日市市長

申請者 住所
(世帯代表者) フリガナ
氏名
電話番号 ()

四日市市旧耐震空き家除却促進補助金交付申請書

四日市市旧耐震空き家除却促進補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1. 空き家及び空き家が所在する土地の概要等

土地の所在地	四日市市	
土地の所有者	住所	
	氏名	
空き家になった時期	年 月	
補助金申請額	円	
空き地バンク登録予定時期	年 月	

2. 添付書類

- (1) 補助対象の土地の所有者がわかる書類
- (2) 補助対象の土地の所有者が2人以上の場合は、申請者以外の該当者全員の同意書
- (3) 補助対象の土地が地方税法第349条の3の2による住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例の適用を受けた土地であることがわかる書類
- (4) 空き家が1年以上居住されていないことを確認できる書類
- (5) 四日市市木造住宅耐震補強工事等補助金交付決定通知書の写し
- (6) 市税の滞納がないことの証明書（発行日から3月以内のもの）
- (7) 誓約書
- (8) その他市長が必要と認める書類

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正は、告示の日から施行する。